

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年9月29日
新宿区議会

○辻山座長 検討連絡会議を始めたいと思います。

斉藤委員が都合で休みということでございます。あとは皆さん御出席と。

最初に配付資料の説明からお願いしましょうか。

○事務局 それでは、本日お配りしています配付資料の御説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

まず、資料1になりますけれども、自治基本条例逐条解説（案）ということで、区民委員の方については事前にメールで、議会委員の方については紙で事前にお配りさせていただいておりますけれども、一部、2カ所ほど修正がございましたので、本日、机上のほうで配付している資料のほうが最新版ということで御了解いただければと思います。

続きまして、資料2が地域報告会の日程表ということで、それぞれ日付と開催時間、場所、それからセンターのどの部屋を使うかということで一覧にさせていただいております。

続きまして、資料3が地域報告会担当表（案）ということで、これにつきましては後ほど事務局のほうから御説明させていただきます。

続きまして、資料4が、10月25日号になりますけれども、広報原稿（案）をお手元のほうにお配りしております。これにつきましても後ほど事務局のほうから御説明させていただきます。

資料5が、条例に盛り込むべき事項 三者案検討課題及び決定事項ということで、これまですべてのものをお配りしておりましたけれども、前回、その他の部分でしか内容の議論がございませんでしたので、本日はその他の部分、最終ページに前回41回の記録がされておりますので、この部分だけお配りさせていただいております。

そして、最後に資料6が前回第41回の検討連絡会議の開催概要になっております。

資料番号が振られているものにつきましては以上ですが、それ以外にお手元に区民アンケートの報告書の冊子ができましたのでお配りしております。厚いほうが本編、もう一つの薄いほうが要約版になっております。こちらにつきましても本日議題のその他のところで事務局のほうから御説明させていただきます。

本日お配りの資料は以上のとおりです。

○辻山座長 ありがとうございます。資料はよろしいですね。

それでは早速議題に入りますが、きょうは、次第にありますように自治基本条例逐条解説について中身を説明していただき、議論すると。それから、地域報告会の開催について確認をしていくということ、それから、3番目に自治基本条例の検討組織、つまりこの会議の持ち方について一種の総括といいたしましょうか、課題の発見とか、そういったことをやろうということでございます。

では最初に自治基本条例の逐条解説について議論しましょう。

これは針谷副座長のほうで説明をしていただく、お願いします。

○針谷委員 それでは、資料1をごらんください。

1ページから目次、前文といったような形になってございまして、前文が終わりますとすぐ解説ということで、ページがえとかはせずにはずらずらと書いているような形式でつくらせていただいております。

なお、1条ごとにページがえとかも考えたんですけれども、条文の長い短いですとか、説明の長い短いものがありまして、かえって見づらくなるといったようなこともございまして、あえてこういうふうに形でつくるという形にしております。

それでは、解説のほうでございまして、基本的には、素案のものを踏襲したことになってございまして、素案と違っている、あるいは加筆したとかといった部分を中心に御説明させていただきます。

まず2ページ目でございます。

解説の下のすぐ2行でございまして、「前文は、まちの歴史や条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定にあたっての区の決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。」といったようなところで、この前文の位置づけ、性格みたいなものを持たせたところでございます。

次が、第4段落の「2行目では」といったようなところの表現ですけれども、「2行目では、新宿区で生まれ、新宿区で育ち、新宿区で亡くなった、日本を代表する文豪「夏目漱石」を新宿

区の人材の代表として掲げました。」といったようなところで、今後、新宿区内の方に限らず、いろいろな方がごらんになるときに、新宿区の自治基本条例でなぜ突然夏目漱石なんだという方もいらっしゃるかと思ひまして、夏目漱石と新宿区のかかわりといったようなところをここでちょっと入れてみたところでございます。

続きまして、3ページは基本的に変わりがございませんで、4ページでございます。

4ページは、第2条の定義のところ、従来、素案の段階までは区民の定義しかございませんでした。条例案になったところで(2)の公共サービス、(3)の区の行政機関、(4)の職員ということで定義が入りましたので、解説のほうもあわせて入れさせていただいたところでございます。

下のほうでございますけれども、第2号の「公共サービス」についてということで、「公共サービス基本法第2条で規定している「公共サービス」をいいます。」といったようなところで、参考で基本法の条文なども入れています。

第3号は、「区の行政機関」についてということで、「地方自治法で規定されている「執行機関」を指し」といったような文章を入れたところでございます。

第4号の「職員」についても同様に文章を入れて、参考で地方公務員法、次のページにまいりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文などを載せたところでございます。

続きまして、第3条の解説、第4条の解説については、基本的に素案のとおりでございます。

8ページ目に、区民の権利、第5条がございますけれども、従来といいますか、素案の段階までは第2項でございます「公共サービスを受ける権利を有する。」の記述がございませんでしたので、「第2項の」といったところで、「「公共サービスを受ける権利」は、地方自治法第10条第2項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。」といったような文章を入れさせていただいております。

一番最後の段落ですけれども、ちょっと権利ということに関して、「なお、本条は新宿区の自治を進めるための規定であり、すべての区民がすべての権利を有することを保障するものではありません。例えば、住民でなくては受けることのできないサービスなどもあり、受給できるサービスの種類やその範囲、対象者など、具体的に保障する権利の内容は、それぞれごとに条例や規則などで定められるものです。」というようなことで、この区民の権利の及ぶ範囲の法律的なという解釈のところでは個々の条例で定めているものですよといったことで一応入れさせていただいております。

続きまして、9ページにまいりまして、議会等のところで、7条、議会の設置の開設の4行目のところで、ちょっと文章をつけ加えさせていただいております。真ん中あたりですけれども、「しかし、議会の機関としての権能を考えた場合、新宿区という区域内においてその効果は有権者又は住民に限定されるものではありません。」というようなことで、この文章を補足させていただいて、続いて、「新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には」といったようなもとからあった素案の文章に続けさせていただいたところでございます。

飛びまして、13ページでございます。

前ページの区政運営の原則の解説でございますけれども、「本条では、区政運営について、6つの原則を規定しました。」と。ここはちょっと文言の整理をただけでございますが、「まず、第1項から第3項では、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。」といったリード文があって、1項、2項、3項の3つの原則を規定していますとしています。

続いて、「つぎに、第4項から第6項では、区の行政機関の、区政運営に関することについて規定しました。」ということで、4、5、6の3つの原則を規定していますといったようなことで、ちょっとここは文言の整理だけをさせていただいたところでございます。

続いて、14ページの住民投票でございます。

住民投票のところの条文につきましては、素案から条例案というところで構成なども大きく変わったところでございますので、解説も同様に変わっています。

まず、第17条でございますが、「住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。住民投票制度には「個別型（非常設型）」と「常設型」がありますが、本条例では「常設型」とし、次条で請求や発議の要件等を定めています。」とした上で、参考で、個別型と常設型の中身について、内容について記してございます。

本条の第1項については、そして第2項についてはといったことで、住民投票制度を設けることの規定と、住民投票の投票権者についてここで説明させていただいております。

15ページにまいりまして、第18条のところでは住民投票の実施ということで、「本条の第1項で住民投票を実施するための要件として第1号で住民の請求、第2号で議会の発議について規定

しました。」というようなリード文を設けまして、第1号では、「年齢満18年以上の者で別に定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって請求があった時には」というようなことで、このあたりの表現は素案のままでございます。

そうしたことで、続いて議員のこと、そして区長みずからもというようなことでさせていただいたところでございます。

16ページにまいりまして、第21条の地域自治のところでございます。

こちら、表現は基本的に同じでございますが、2項と3項が素案と条例案のところで入れかわっておりますので、その部分の入れかわりが出ているところでございます。

最後が17ページの条例の見直し等は素案と同じようなことを記述してございまして、附則といったようなところで、18ページでございますけれども、この条例は23年4月1日から施行するといったようなことで、条例の規定の効力を発動させる施行日を定めていますといったようなことで逐条解説の案をつくってみましたので、御議論、御検討をよろしくお願いしたいと思います。

○辻山座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。どこからでもということにして、御意見等があれば伺います。

どうぞ。

○久保委員 あっち行ったりこっち行ったりだから、できたら前文と章ごとにやっていただけないでしょうか。

○辻山座長 了解しました。それでいいですか。

それでは、そうしますと……

○根本委員 これは、きょうこれで決定するということですか、意見を出して。

○事務局 こちらの逐条解説につきましては、最終的に印刷物にしたいと考えております。したがって、印刷物の日程からすると、きょう御意見をいただいて、次回改めて御確認をいただいて、そこで決定させていただきたいというふうに考えております。（「次回っていつだっけ」と呼ぶ者あり）10月21日です。

○野尻委員 今、前文から順次というお話も出ましたけれども、区という言い方、区を、区民、議会、区長ととらえるときもあれば、区の行政機関ととらえることもできるというような非常に紛らわしいところが多々ございますので、1条、5条、6条、8条、9条、11条とずっとあるんですね、最後のところまで。ですから、それを比べながら進めるというのもひとつしていただきたいと思います。

○辻山座長 区ね。

○野尻委員 区です。

○辻山座長 それでは、その区の問題を一応置いておいて、後で通してやるということで、前文と総則ぐらいを最初にまずまとめてやりましょうか。第4条までになりますね。そこでどうですか。

○根本委員 7ページまでですか。定義、いいんですよ、こっちまで。

○辻山座長 はい。

○根本委員 定義のところの公共サービスの定義というのが、新たに書いてくれたんですが、それでもちょっとわかりにくいというふうに思うんですね。公共サービス基本法第2条の1、2というのは、読めば読むほど何が言いたいんだという話になる。ここについての逐条解説というのはないんですか。この法律のですよ、わかりやすく。あったらそっちを何か参考にのつけたほうがわかりやすいんじゃないかと思うんだよね。

○事務局 これにつきましては、私どももちょっといろいろ調べてみたんですが、公共サービス基本法を逐条的に解説したものというのは、私が見た限りではちょっと見当たりませんでした。い

ろいろな考え方を述べているものはあるんですが、それをここに反映できるだけの確たる逐条解説といったものはちょっと見た限りではありませんでしたので、もし何か具体的に参考文献、何か引用できるようなものがあれば御紹介いただければと思います。

○**根本委員** これはあれでしょう。ごく最近鳩山さんのときにつくった新しい公共というやつの基本法、その辺のところが、条文の中にはそうなっているんだよね。条文の中のほうの解説ではそうなっているんだけど、ここの用語の定義でいうと、えらい用語の解説のほうが難しいなど。

○**辻山座長** これ、良い社会をつくる公共サービスを考える研究会というのをやっていまして、神野さんが座長で、私も委員で入っていたんですが、その後、公共サービス基本法の原案をつくって、このとき、自民党政権のときに出したんじゃないかなかったですかね、与野党協議の上で。そこで大分手が入って、実は、これはこういうふうにやりましたので、これでいいんですけども、解説に載せるかどうかは別として、これはちょっと狭いんです、公共サービスの定義が。これは僕たちの言葉で言うと行政サービスに近いものというふうに、つまり政府、国及び地方公共団体を通じて供給されるということで、市民間で供給しちゃう公共サービスもあるんだよという議論からすれば、ちょっと狭いぞということは一応念頭に置いておいたほうがいいだろうなという気はして、国会の審議録を見てもここは突かれていますよね、少し狭くないかということ。

かといって、ここでは2条に規定する公共サービスを言うといっていますので、2条をそのまま載せているわけですね、これ。そうですね。

○**根本委員** 8ページの第2項の公共サービスを受ける権利のところ、ここでは、一般的に用いられている行政サービスではなくという、ここのほうがわかりやすいんだよね。だから、何かこういうことが伝わるような解説がないかなど。僕もわからないんだけど、知恵を絞っていたいて。

○**久保委員** 根本委員が言われるとおりなんです、お役人はやはりがちっとつくと気が済まないんですね。少なくとも5ページの四角の中にある1、独立行政法人から2のところまでのこういうものはのっけないと。のっけると、読んでいる区民が頭が痛くなって嫌になっちゃうんですね。こういうものはのっけなくても損はないんだと思うんです。だから、こういうものを、ここをのっけなくて済むような参考文書にしてもらえればいいんですね。先生が言われたように、もう少し広い意味で、こうこうこうだというふうに作文しちゃっていいと思うんですよ、何かの法律に基づいてきちんとしなくても。という感じを持ちましたけれども。

○**あざみ委員** 私も久保委員の意見に賛成なんですけれども、そうすると、この条文のほうの公共サービスは公共サービス基本法第2条に規定するというふうに書いてあって、私、前回ちょっとかぜを引いてお休みをしたものですから、この条文についての議論みたいなものはしていないんですか。何かこうでは……これは初めて出てきたわけですね。前からあったんですか。

○**針谷委員** 素案から条例案に変える時にご説明させていただきました。

○**あざみ委員** じゃもう公共サービス基本法というのは前にはちょっとあったわけですね。何か今の先生のお話を聞くと、余り広くないということとそもそもどうなのという話を、何かもう、議案ですけれども。

○**辻山座長** この2号の解釈にかかっているわけですね。第2項のね。国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備と、これが地方公共団体の行うサービス。その他の公共の利益の増進に資する行為というのをどう読むかということにかかっているわけですね。

それで、先ほど説明があった公共サービスを受ける権利のところの公共サービスは広く解釈するという立場をとっている。だから、そういう意味では、ただ載せちゃうと本当に読みにくい文章ですね、法律の文章というのは。何か一度公共サービス基本法をめぐるシンポジウムをやって、小冊子をつくっていると思うんですよ、国公労連あたりで。そこで、宮本太郎さんが説明をしているので、ちょっとそれをめくってみるということにしましょう、あしたにでも。

○**あざみ委員** 今の公共サービスと同じようなことなんですけれども、地方公務員法も参考で出て

いて、職員について読めば読むほど一体どういうことなのということで、要するに、正規職員をここで言っているんで、非常勤とかパートとか指定管理とかは含まないよということですよ、要するに。だから、そういうふうにストレートに解説したほうが解説になるのかなと思うんですけども、どうでしょうか。今言ったことが正確かどうかあれですけども、そういうふうに書くと。

○久保委員 あざみ委員が言われたことなんですが、今さら本文を変えることはできないんですよ。（「本文じゃなくて、今のは解説で」と呼ぶ者あり）変えることができないんだから、こんなに解説するとわけがわからなくなるようなことは最初からしないと、思い切って腹をくくって、文句を言われたときに何とか弁明すればいいんで、解説するとかえってわからなくなるようなことはしないというふうに決めたらどうですかね。

○針谷委員 わかりました。

○辻山座長 少なくとも職員についてのところは本文とほぼ同じことを繰り返しているんで、書き砕いたほうがいいという気がしますね。

○針谷委員 では、今いただいた御意見などを踏まえて、書くとかえってわかりづらい、もしくはそんなこと書いていると見てくれなくなっちゃうというようなところは、逆に新しい解釈になってもいけないので、そこはばっさり切っちゃうということで考えさせていただきます。（「削除」と呼ぶ者あり）そうですね。

例えば第2号公共サービスについてというのは、最初の文章で「公共サービス基本法第2条で規定している「公共サービス」をいいます。」というのは、まさに第2条そのものなので、言う必要がない。要するに、定義では、もしかしたら「区民」だけを残して、ほかは言う必要がないのかなと。言わないといけませんか。（「短い文章に」と呼ぶ者あり）短い文章に。失礼しました。短い文章にばっさりするということですね。

○高野委員 一番区民が知りたいのは、公共サービスって何という部分を、やはりこういうふうな提案がある、こういうことでこうだということを調べたい。それから、例えば職員といっても、職員は新宿区で雇われているというか、雇用されているというふうにならずにずっと思っている人もいるとか、そういう生活に余り関係なくても何とはなしにそういうふうな情報があるとわかりやすくなる。そのほうが、この条文を変えるというより、ここに規定されているのは、こういうふうな意味合いが含まれているというふうな説明をしてもらったほうがよりわかりやすくて、それを余り条文のような書き方じゃない形で書くということは大変難しいと思うんですけども、それはひとつ懇願しますので、よろしくお願いします。

○木全委員 ちなみに、特別職と一般職を含めてここでは職員と定義していますんで、先ほど言った非常勤が抜かれるとかといったことはございません。ちなみに、賃金職員は一般職員ですし、パート職員、非常勤職員は特別職です。ですから、すべてを含んでいると。逆に言うと、この中には区長が入っちゃっているんで、抵抗勢力としましては非常に、職員も含めて職員というのかといったところは議論した上で、区長としても、区を愛するという部分にかかってもいいんじゃないかという。区長に責務を定めているにもかかわらず、職員のところでも、あるいは区の執行機関として、行政機関としての区長という姿もあるわけで、すべて区長の責務じゃないかというような、逆に言えばそういった幅広の議論をした上でのこういった書き方ですので、その辺も含んでいるということは御承知おきいただきたいというふうに思います。

○辻山座長 ほかにありますか。どうぞ。

○久保委員 実は、怒られそうですけれども、何かほっとしちゃって、自治基本条例が頭の中からふわっと消えちゃって、これが出てきたときに、きのうもらったんだけど、きょうももらった、さっきちらっと目を通しただけなんですけど、それでの意見なんで、本当に御苦労してつくられたのに申しわけないんですけども、一応ここはどうかなということを前文から申し上げたいんですけども。

前文の中の解説の第4段落、ここは本文と解説がどうも順序がちぐはぐで、非常に本文に則して解説していないような気がします。内容自身はいいんですけども、1行目では、2行目では

とって、その前に、1行目、2行目の後に本文に載っているものが一番最初に出てきたり、「進取の気風」だとか、何か内容自身は悪くないんだけど、ちぐはぐな感じがしてならないのが1点です。

あと、5段落、「地域自治の時代について述べています。」、これは言わずもがなの言葉で、こういうものを一々書く必要はないと思います。「地域自治の時代を迎えるにあたり、私たちに課せられた使命について述べています。」でいいことで「地域自治の時代について述べています。」というようなことを言う必要は僕はないと思います。前文についてはそれだけ。

それから、第1章、総則について。

総則の一番最後の結論にしている3行ですが、「自治の実現を図る」ため常に基本理念に照らし云々で、最後に、「真摯に取り組む新宿区の自治の姿勢をこの条例の「目的」の表現に込めています。」というふうに結論づけているこの解説全体からのイメージからすれば、7行目にある「地域づくりを愉しむ」という言葉が非常に違和感を感じます。「地域づくりを愉しむ」という言葉が僕はすごく、「愉しむこと」というのがここに出てくるのが違和感を感じます。

あと、最後にしますが、4ページの解説の中の真ん中辺にある「積極的に地域に関わってもらい」そしてその後「協力してもらおう」、この「もらい」とか「もらおう」という言葉の違和感を感じます。あえていうなら、せめて「関わっていただき」とか、「いただくということです」ならいいけれども、「もらい」という言葉ば非常に俗っぽい表現に聞こえてならない。

以上、終わります。

○辻山座長 ありがとうございます。最後のは4ページのこれね。

○久保委員 最後は4ページです。

○辻山座長 それでは、御意見を伺いましょう。

最初は前文についてでございましたけれども、叙述の順番がちょっと違和感があるというようなことでしたか。

○久保委員 4段落の解説が本文に照らして順序よく解説をしていない、後ろから解説していたりなんかしているのがどうも。内容自身はいいんです。

少なくとも、「1行目では」「2行目では」という言葉を使うかどうかは別にしても、そこを先に言って、そして、総じてこの段落は歴史や文化がというふうに結論づければすっと落ちます。僕の感じではそういうことです。

○辻山座長 なるほど。

○針谷委員 いろいろその御議論をいただいた上で、もう一度直しを入れて、次回ももう一回最後に目を通していただけたということですので……

○久保委員 ここで確定しなくてもいいということね。

○針谷委員 確定しなくてもよろしいかなということで、今のは確かに順序が違うので、見づらいか見やすいかというところもありますので、御意見などもいただきながら修正していきたいと思います。

○辻山座長 第5段落のところもいいですね。

○根本委員 前文の…

○辻山座長 いいですよ。今のは、例えば「地域づくりを愉しむ」というところ……

○根本委員 前文のところの第6段落の「市民主権の下」というのは、これは解説になっていないので、そのまま。これはかなり議論があったでしょう。だから、何か市民主権というのはどういうことを言いたいのかということを言っておかなくていいですかね。

○辻山座長 それはそれで難しいよね。どうぞ。

○針谷委員 市民の解釈も相当御議論あったように難しいものでして、そのまま使わせていただいたというのも事実なところでございますので、御勘弁いただければと。（発言する者あり）

○あざみ委員 4ページの区民の定義の解説の一番最後のところの区民の定義は、まず、住所を有する者である住民、それに云々というふうにあるんですけれども、「それに加え」とかという文のほうがよくありませんでしょうか、文章として、ということです。

○針谷委員 そこのところなんですけれども、もともと加えるのをやめたことがあったので、もともとそれに団体を加えることとしましたとあったんですけれども、「加え」というのは余りよくないんじゃないかみたいなことがあったんですけれども。

○あざみ委員 わかっているんです。わかっている上で、ただ、大切だから、条文はもめましたよ、覚えていますけれども、ただ、それをこういう意味なんだよというのが解説なので、明確に言わないと、それに「としました」じゃちょっと文章としても変じゃないでしょうかと。だから、「加え」じゃなくてもいいですよ、ニュアンスが伝わるように、何か別の言葉でもいいんですけれども。

○針谷委員 わかりました。

○野尻委員 ここでもうはっきりうたっているので、改めて「加える」は要らないかと思います。（発言する者多し）

○辻山座長 この「まず」という2文字には、さっきの中心であるということが微妙に表現されているわけね、「まず」にね。それはそのように検討していただきましょう。

先ほど、「関わってもらい」「協力してもらおう」というのもやはり私もちょっと引かかるなという、ちょっとどちらかが高みにいるという感じで受けとめられて、せっかく働く人も、学ぶ人もと言っている割には、そこである種の格付けがされちゃっているような感じがあって、何かいい言葉を考えていただくといい。

○針谷委員 積極的に地域にかかわっていただき、新宿区の自治に協力していただこう」ということで……

○辻山座長 余り変わらないんだよ。どうぞ。

○樋口委員 だから、このこちらを主語にして、こういう人たちも何々にかかわりとか、ちょっと組みかえればいいんじゃないでしょうかね。これこれ学ぶ人も地域にかかわり、これこれに協力するということを規定していますとか。

○辻山座長 そうですね。「活動する人にも」というところの「に」をとってしまえば、「活動する人も」とすれば後ろが書きやすくなるんじゃないでしょうか、今のようですね。（発言する者あり）かかわり、協力することだと。

なるほど。よろしいでしょうか。そうすると、そのほかどうですか、7ページまでの間であれば。どうぞ。

○あざみ委員 6ページの基本理念の解説のこれは最後の「なお」というところからの、いろいろほかに生きますよということが書かれているんですけれども、これは、つくってきた私たちはわかるわけですよ。ここでこういうのが実は候補になっていて、でも、ここには入れずにこっちとかあっちに持っていきましたよと。だから、そういうことがわからなければ読んで意味が通じるのかなというふうにちょっと思ったんですけれども、あえて書かなくてもいいぐらいではないかと。でも、こういう議論の経過があったという意味で残したいんだったら、要するにこういう項目も候補にあったというようなことがないのかなと思ったんですけれども。

○辻山座長 そうですね。検討の過程で候補に上ったとか、何か加えればいいのかという気がいたしますね。

御意見いただきました。ほか、なければ区民、議会等、区長等までやりましょう。区民、議会、区長、職員も入るかな。そうですね。区長等だから入るんだな。
どうぞ。

○土屋委員 区民の責務のところなんですけれども、チーム2なのでとってもこれには思い入れが強いんですけれども、「区内にともに生きるもの」というのは、区にずっと住んでいた方だけじゃなくて、外国から来た人や国内の地方から来た人も新宿区にはともに生きているんだよ、住んでいるんだよというようなことを解説で入れていただきたいと思うのと、それと、互いの自由及び人格を尊重しというのも、その外国の方々や地方の方々の文化とかそういうものもお互いに尊重し合いましょうというような、互いに理解し合いましょうというようなことも入れていただきたいと思います。

それと、「良好な地域社会の創出」というのも、新宿区のルールを守りましょうよというようなニュアンスを、これはうまくちょっと言葉では言えないんですけれども、そういうことをこの区民の責務では言いたいんだよというようなことを解説していただきたいと思います。

○辻山座長 よろしいですかね。趣旨は伝わりましたか。
そのほか、御意見があれば伺います。どうぞ。

○あざみ委員 議会と区長もそうなんですけれども、「区に区民の代表機関として」という、だれだれがというその主語があえてないというのは、これは議論の経過でそうなっているので、その辺は書いておいたほうがいいのかと思うんですね。あえて主語をつけなかったということ、これは多分視察とかでほかの議会の人々が来たときに、そういうことに気づく人がいるんじゃないかなと思って、そういう準備のためにもつくっておいたほうがいいのか。久保さんだったら聞きますよね、絶対ね。

○辻山座長 ニュアンスとしては、議会の効果は有権者または住民に限定されるものじゃないんだよというようなところで少しにおわせてはいるんですよね。
どうぞ。

○高野委員 たまたま、川崎市なんですけれども、これはやはり「市に」と書いてあるんですね。議事機関としてということになっているから、多分大丈夫だと思います。

○あざみ委員 ここのところにだから主語がないんですというようなことを、先ほど先生が言われた、限定されるものではありませんから、あえて主語がないんですよと、そんな感じでどうでしょうか。

○辻山座長 これ、政治家学的是はちょっとやばいね。（「やばいですよ」と呼ぶ者あり）そうですね。それをあえて基本条例で押し込もうというわけですから、新しいタイプの代表という。
どうぞ。

○樋口委員 今のところなんですけれども、さっきと同じように、すみません、第7条の解説のところなんですけれども、また「関わってもらうことが重要です。」ということがあるので、下から3行目とか4行目です。「様々な主体にも、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わってもらうことが重要です。」というのも同じで、「様々な主体も関わるのが重要です。」とか。

○辻山座長 そうですね。
ほか、ありますか。どうぞ。

○野澤委員 10ページの9条の議員の責務なんですけど、解説の最後に、「区民の代表」については議会の設置と同じ考えですということなんですけど、これは1項の規定について御説明いただいているんで、2項じゃなくて1項の後ろのほうがいいのかと思うんですけれども。

○辻山座長 そうですね。第1項のところをもっていくと。

○野澤委員 これ、矢印で

○辻山座長 あとはどうでしょうか。よろしければ、5章、6章を先にやりますか。4章までいいですかね。それでは、5章、6章、まとめてやります。これはいかがでしょうか。

僕、ちょっと気になっているのは、本文というか、条例本文は「区政に参加する権利」というのだけれども、文章中2カ所ぐらい「区政へ」というのがあって、単純な誤植だと思えますけれども、括弧で引いているからやはりそろえておいたほうがいい。

例えば13ページの5章の14条の解説のところで、それから8ページの区民のところの第3項の「区政へ参加する権利」となっているんですかね。さっきちらっと見たときはその2カ所ぐらいだったかもしれません。

○針谷委員 13ページの今の「へ」というところは、「第5条第3項」です。

○辻山座長 どおりで今探していた。「第5条第3項」

これは誤植だ、本当に。

それでは、第5章、第6章を通じて。よろしいですかね。

あと、残っているのは住民投票と地域自治。もう最後までやりましょう。それぞれ章に1条か2条しかないの、住民投票の章と、地域自治、子どもの権利、国、他の自治体の関係、条例の見直し、最後まで通じて御意見があれば伺います。

○久保委員 7章の17条の住民投票の解説の下参考のところですが、個別型と常設型を説明しているんですが、常設型を理解するのは個別型との対比で理解すると思うんですね。そういう意味で見ると、個別型の参考の中の説明が余りにも簡単過ぎちゃって、そのことによって常設型の理解も非常に妨げられるような気がするんです。もう少し個別型とはというのを説明しても損はないんじゃないかなという気はしますけれども。議案ごとに条例を制定するというだけで終わりにしちゃっているんですよね。ほかにもう少し色をつけてもらえないですかね。色をつければ常設型の意味がよくわかるんですよ。

○辻山座長 個別型の要素としては、投票が行われたら効力がなくなってしまうというようなね。

○久保委員 そういうことを入れてもらえればね。

○辻山座長 ちょっとお諮りをしたいことがございます。休憩します。

休憩 午後 7時21分

再開 午後 7時28分

○辻山座長 それでは、逐条解説についての議論にもう一度戻ります。

引き続き意見があれば。どうぞ。

○小松委員 ちょっと私も電気がつくのがおそいものですから、先ほどの終わったところ、ちょっと。例えば、9ページの、先ほど「もらう」というのがおかしいということで、関わるのが重要ですかというふうに変わりましたよね。私はこれは例えばそういうふうに、もっとわかりやすく言えば、4ページで働く人や学ぶ人、活動する人のところら辺で、「もらう」じゃなくて、「関わり、新宿区の自治に協力することです。」と、こういうふうに変わりましたよね。私、何かそういうことをその人たちにさせるということが、「するよう働きかけることです。」というのだとわかるんですけれども、例えば9ページも同じように、「関わるのが重要です。」じゃなくて、「関わるよう働きかけることが重要です」というか、「もらう」というのはおかしくても、そこに私ども新宿区の住民等が主体者が働きかけるというところまでは網を広げることができると思いますが、せねばならないみたいなことを来る人に縛りをつけることはおかしいんじゃないかなと、ちょっと遅い電気ですけれども。進んでしまったところ、私言って申しわけない。ぱっと浮かばないところが特徴なものですから。

○樋口委員 おっしゃっている意味はニュアンスとしてはわかります。ただ、今回、この自治基本条例でこの区民の定義ということは随分議論してきて、まずは住民だけでも、やはりそういう人たちにもそれこそ「関わってもらい」というふうになっちゃいますけれども、そういったことで、もしあれでしたらば、私も確かに「協力する」というよりも「協力していく」とか、あと、こっちのほうでいえば、何ページでしたっけ、もう一つのほうは（「9ページ」と呼ぶ者あり）9ページのほうも「区と関わっていくということが重要です。」とか、何かするとかいうふうに規定するよりも、これからこうしていくんだというようなことが伝わるようなふうにすれば、「関わっていくということが重要です。」とか、「協力していくということです。」とか、そんなふうにしていけば、ちょっとこうそういうのが入りませんか。

○小松委員 やわらかい言葉にかえようとも、意味として、通りかかった、要するに働き、学ぶ人が行くとか、主体的な言葉がここに入るのはおかしいような、私どもがそのことに働きかけるといふ、だから「もらう」というふうにへりくだっているからおかしいと。これは私もおかしいと思ったんですけども、そこでそのようにいく、そこが学ぶ人が行くというのがおかしい感じがするんです。（「そこは根幹ですよ」と呼ぶ者あり）根幹ですか。説得してください。ちょっと。

○野尻委員 主体といいますか、住民を含めた、加えた、区民が主語ですよ、ここはあくまでも主語。ですから、ほかにそれを動かす人がいるわけではなくて、自発的に、自主的に自分たちが区民、働く人、学ぶ人、すべて含めた区民が自分たちですと。本当はこれは言い切っちゃっていいぐらいなんですよ、協力すると。でも、そこはやはりニュアンスとして、今、樋口委員がおっしゃったようにやわらかくということでもいいかなと思います。

○小松委員 よくだんだんゆっくりとわかりました、根幹ですね、高野委員のおっしゃるような。そのような基本条例ができて、そういうもとにいくという人たちをふやす、いくという人たちをふやしていくための基本条例であるということですね。わかりました。

○大友委員 僕も小松委員と同じように、例えば私どもみたいに、私なんかは特に地区協議会だとか、青少年育成委員会だとか、そういうようなことまでやらせていただいているわけですけども、そういうときに、区の職員の方々が協力していただきというような言い方をしていると思うんですが、今回はやはり区議会とそれから行政と、そして私ども民間の区民がやるということですから、やはりそうでもいいのかなと。だから、区民の決意も含めた形のものでいいのかなというような説明の仕方でもいいのかなというふうに感じたんですが。

○高野委員 何とはなしに、「する」よりは「していく」というほうが何か適切ではないかというふうに考えるようになりました。

○辻山座長 そのほか、ございますか。

ないようであれば、先ほど出ました、通じて少し議論が必要でしょうという、区ということで。これは例えば……

○野尻委員 2ページをあけていただけますと、解説のところですね。1行目です。「制定にあたっての区の決意等」これは新宿区というそういうよりも、自分たちの区民、議会、これは行政というのは区長になりますか、例えばその意味としては。ここを区と押さえたときに、ほかのこれから出てくる区というところと整合性がとれないとまずいかなと思います。

○辻山座長 そうですね。もう一回、ごめんなさい。

○野尻委員 2ページの解説の1行目、最後のほう、「制定にあたっての区の決意等」。

○辻山座長 この区はどこかに出てきた基礎自治体たる区という意味とお考えでしょう。

○野尻委員 はい。

○辻山座長 私もそうだと思っているんですが、それでいくと、例えばどこかの区が抵触するという感じがあります。

○久保委員 今の区というところ、私たちのという意味でどうなのでしょうかね。区というからいけないんで、本文にならって、「私たちは」とかとあるから。そこをいただいて、「私たちの決意を明らかにし」というのではだめなんですか。ここだけの問題だから。

○あざみ委員 本文の基本理念、6 ページ、それから条例の位置づけ、第4条の本文というか条文、「区は」といっていますけれども、この「区」と野尻委員がおっしゃっている解説のところの「区」が同じであればいいということですが、違うんじゃないかということですか。そもそもこの理念と位置づけの「区は」というのはどう解釈をすればよろしいんですか。

○木全委員 前文については、特に新宿区という使い方と私たちはというところについて、前文の趣旨を生かすということで特に定義とかは入れていないんですよ。ですから、新宿区という使い方が何回も出てきても、私たちの新宿区はといったときにも、「以降これを「区」という」という使い方はせずに、今まで前文をつくってきた趣旨を生かして、なるべくそのままいくということでやっていますので、前文と総則以降の本文では使い方に差があっても、それはしょうがないのかなというふうに。

ここでいう、例えば「私たちは」という言葉が出てきますけれども、「私たちは」というのは、これをつくった私たちなのか、いやそうじゃなくて、広く区民全体を指して私たちというのかというのもある意味では文書構成的には議論になったところですが、これはつくった人たちじゃなくて、私たち新宿区民はという。じゃそれは未来から現在に至るまで全部含めて私たちなのかとか、いろいろ細かい議論はあったんですが、そういったことをのみ込んだ上で前文の原文となったものの趣旨を尊重していっていますので、少し本則以降とは分けて考えたほうがいいのかというふうには思います。

○久保委員 私が言ったことが違うふうにとられて、私、区というのを「私たちの」でだめなのかと言っているんで、「私たちの新宿区」ではだめなのかと僕は言っているわけではありません。あくまで区にかかわって「私たちの」でいいんじゃないですかと。それは、新宿区民全体、私たちがという、新宿区民全体を「私たちの」という言葉であらわしてはだめなんですかと言っているんですよ。（「解説のところの区についてですね」と呼ぶ者あり）そう。解説のところの区。区は要らないと。というふうに野尻委員に聞いたんです。

○野尻委員 久保委員のおっしゃるとおりで結構だと思います。

○針谷委員 私たち

○野尻委員 区のじゃなくて、私たちの決意と、前文だから、後のほうと違うということ。

○辻山座長 もちろん、読み違いをする人は出てきますよ。制定された委員と議会の方たちの決意というのは、制定に直接携った人たちの決意というふうに狭めて読んじゃう可能性はあるかもしれない。でも、前文の本文の中に、私たちのという言葉が出ていますので、新宿区というふうに。それを受けているということであれば。

○針谷委員 そのように統一いたします。第5段落のところで、私たちに「課せられた使命について述べています。」というようなことでの解説もありますので、そこと合わせたほうが、「区の」というのは職員が使いがちな言葉だと。

○野尻委員 そうそう、それが気になりました。

それで、今の前文とはまた別で、5 ページと6 ページの解説、5 ページのまず第3号、第4号のところの「区」というのは、これは基礎自治体と解釈してもいいと思うんですね。5 ページ目の第3号、解説の2行目「区の代表者である区長」、これは基礎自治体ですね。

それから、第4号、「職員」について、1行目と3行目の「区に勤務するもの」、これも基礎自治体ですね。

それで、あと、6 ページの解説の7行目「第3項では、区は、」これも基礎自治体、まさに「地方自治の本旨に基づく基礎自治体」と入っていますので。

それから、8 ページ目の解説です。2行目「区から提供される情報を受けとるだけでなく」と、

この「区」というのが、これはちょっと。

○辻山座長 ちょっと違うかもしれないね。

○野尻委員 それから第3項の「区政へ参加する権利」は、「区政に」ですね、これ。「区政に参加する権利」は、区が政策などを立案する際や」というのも、これはちょっと、区の行政機関とするんですか。でも、区政に関する情報を知る権利は行政機関だけでなく、議会からもありますし。これは区民同士も入ってきますか。

そこと、それからあと、9ページの、先ほどの解説の下から3行目、「住民、議会、区と関わっていくことが重要です。」これは。

それから、11ページは大丈夫ですね。「区の行政機関」と入っていますから。

それから、13ページの解説の第5項というところです。2行目。「区民と区が、」ちょっとこれがわかりづらい。

それから、15ページの第19条の解説、「本条では、区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記しました。」（「下が行政になっているんですね」と呼ぶ者あり）そうなんですよ。だから、この辺が。

それから、16ページの地域自治という条文のほうの「区は、」というのが、これはうまいこと解説のほうでは「第1項は、」というのを「区」を全然入れないでうまく解説しているんですね。

それから、17ページ、第23条、一番上の条文のところの解説の1行目、「本条では、区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で」、この「区」というのですね。これは基礎自治体ですか。違うな。もうちょっと詳しく。ちょっと足りないですね。

それから、次の第24条も解説では区というのは外していますね。うまく解説しています。

大体目についたところはそれぐらいなんですけれども、お願いいたします。

○辻山座長 今回の箇所の指摘でいいですか、針谷さん。少し議論したほうがいいところはありますよね。

○針谷委員 御指摘の内容はわかるんですけども、基礎自治体としての区はというような解説は多分できないと思うので、区の行政機関というような読みかえ方はできるところはしたほうがいいなと。もともと条文で使っていますので、ですから、逆に残るのは基礎自治体としての区というようなことになるのかなと。

あとは、区がどこまでというのがもしかしたら場面、場面のこの検討の中では微妙に表現するところが難しいところもあるかもしれませんので、そこらあたりは区はということで、一部何とも言えないところがありますけれども。

○野尻委員 6ページのところで、「区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体」というのも入っていますので、改めてあちこちを基礎自治体としてなんて入れなくて、解説は要らないと思います。ただ、「区の行政機関は」とか、少し加えるぐらいでいいと思います。

○辻山座長 ちょっと難しいなと思ったのは、情報のところ、「区から提供される情報」これは「区の行政機関」と言ってしまうわけにもいかないだろうというのはありますね。ちょっと言葉が必要かもしれない。

それから、下の「区が政策などを立案する際や」これも「区の行政機関」といってしまつては議会が飛んでしまうという問題がありますので。

○久保委員 「区など」は嫌いなんだけれども。解説の中の……

○辻山座長 「区の行政機関など」？

○久保委員 「区など」からと。「区」の次に「など」を入れておいたら大きく。「など」は嫌いなんだけど。

○高野委員 目的のところで、新宿区、以下区という言葉が出ていますので、一応それ以外の言葉に当てはまらない言葉に付記するというだけでいいのではないかと。今、その中で、区というところで本当に苦しいなという部分はどこかなというところだと思うんですけども、ちょっと読み

ながら、別な話で、20条は条例への委任ということでは、そこでは「議会・区民・行政の三者で」ということがあったから、これはちょっと直したほうがいいのかという気がしますけれども、特にあと難しいのは、特にここの、ほとんど「新宿区」でいいんではないかという気がしているんですけども、どうなのでしょう。

○辻山座長 あえて言えば、先ほどの情報のところ、それから政策立案のところと、住民投票の結果の尊重は微妙なんですよね、これ。行政機関だけが尊重すればいいというものじゃないしという意味でね。団体意思に反映させていくわけだから、これは区のままでいいかもしれないという気はしますね。

あと、残されているのは、23条、24条の区をどう処理するかということで、24条はどうですか、これ。行政機関とか議会とかと言わなくたって、区民も含めて国際的都市としての自覚を持つと。解説に入っていないか。（「はい」と呼ぶ者あり）解説に入っていないね。

そうすると、23条。これもどうですか。変えなきゃいけませんか。政府という言葉を使えば、「区の政府」とかというのがあり得るかもしれないけれども、しかし、実現するためには、区民が団体をつくって押しかけたっていいわけだしというようなことを考えるとね。23条はどうですか。このままでいいと。区と大学との提携というようなことも最近進んでいるようだけれども、あのときは区役所が提携している相手なのかなとか思いながら。

○針谷委員 先ほど、区の行政機関とかという部分も言いましたけれども、基本的に条文合わせでいかないと、条文と違った解釈になっても妙かなという気もしますので、その辺きちんと合わせてというようなことで、その区が何を含んでいるかというのはちょっとなかなか書けないことがありますけれども、うまく表現できないことがありますけれども、その辺は御容赦といいますか。

○辻山座長 基本的には区でいいんだと。特に一、二カ所というところの知恵が必要になっているかなという。

○木全委員 それは議論になったところもあるんですよ。たとえば条文で「区を愛し」といったところがある。そこでいう区というのは、機関としての区ではなく、地域としての区であったり、そういったところは逐条解説なりでやったほうがいいのか。日本語には、意味がたくさんあるので、その辺ちょっと逐条のところ。

○辻山座長 ちょっとそれは工夫してみてくださいませうか。
どうぞ。ほかのでもいいですよ。

○あざみ委員 15ページの19条の結果の尊重なんですけれども、「尊重しなければならない」ということについて、ちょっと区民の方から尊重じゃなくて従うだろうと。尊重といたら、従わなくてもいいというふうに区長が判断したらそうなっちゃうだろうというようなことを言われたことを思い出しまして、本当は言わずもがななんですけれども、要するに、区長の決定権なり、そういうようなことをちょっと書いておいたほうがいいのかと。どうなのでしょうね。本当は書く必要なんかないと思うんですけども。

○辻山座長 この解釈をめぐっては、やはり尊重じゃまずかろうという議論が主流だったんですけども、もっと強く迫るものがあっていいんじゃないかと言っていたんだけど、例の名護の辺野古への移転問題で住民投票をやったんですね。移転反対が多数だったんです。そのときの比嘉さんという市長が移転を受け入れようと思うと発言をして、尊重しなかったんです。その代償は何かというと、それを発表した翌日に、その場でかな、辞任したということがあって、これは相当重いんだぞ、尊重というのはと。だから、裏切るときには相当な政治的・道義的責任を負うという、そういう理解の仕方というので、最近は余り尊重以上のことにしなくてもよからうというような機運にはなっているんですね。

○あざみ委員 「尊重しなければならない」で、もちろんいいんですけども、解説のところには何か説明しておく必要はないのでしょうか。

○辻山座長 できないという前提で書いておいたほうがいいんじゃないですかね。できないんだと、そんなことは。

○久保委員 今、気がついたんですけれども、第19条の言葉をそのまま使って解説するというのは余りにも能がないんじゃないですか。19条の解説、本文をそのまま解説にするというのは、僕は余りにも能がなさ過ぎると思うんですよ。見たら笑われると思います、区民から、これは何なんだと。

○あざみ委員 それを言うと、言いたくなかったんですけれども、その上の18条の解説の18歳以上の部分の2行もほぼ同じなんですよ。ちょっと入れかえているぐらいで。だけど、同じことだったら、逐条とはいえ書かなくてもいいんじゃないかななんて思ったりするぐらい。

○久保委員 無理して解説にのっけなくたっていいんだよね。

○辻山座長 確かにね。書くとすれば、18歳以上の者の5分の1で請求があった場合には住民投票をやりますと。18歳以上の者で投票権を持つのは別に条例で定めることにしていますというふうなふうに分解してしまう方、当たり前のことなんですけれども、ぐらいの工夫ぐらいかなという。(発言する者多し)

○久保委員 本文をいじるというのは解説をやっている段階では あり得ないと思うんですが、しかし、どうしても皆さんここで本文をやはり変えなきゃいけないと思ったら指摘してほしいのは、道があるんですよ。議会の委員会では条例が出ています、このままが。これを条例審査で委員会では変えることはできますよ、皆さんの意見に従って。勝手に変えるとはちょっと道義的にはできません。だけど、皆さんがここで意見が一致したら、変えることはできるということだけは。(発言する者多し)

○辻山座長 そうそう。それに従って条例案をつくっているのにと。

○久保委員 発言取り消します。何か傍聴の厳しい目があるのにこういうことを言いたくないんですか、冷や汗をかいて取り消します。

○辻山座長 それだけに、また解説で補えるところは丁寧に補うということが必要だと思います。これ、しかし、19条の四角は ほかには書きようがない。どうぞ。

○小松委員 19条は、これ、「明記しました。」と書いているところでとてもわかりやすく、この解説はいいと思います。明記という漢字の意味もありますし、これぐじゃぐじゃ書くよりはわかりやすいです。

○辻山座長 ほか、いかがですか。

○根本委員 今のところを含んで、18条の解説のところを書き直すということですよ。でしょう。その投票権者については別に条例で定めるということをはっきりさせるんでしょう。わかりました。そのほうがわかりやすいと思います。

○辻山座長 ほか。どうぞ。

○高野委員 ちょっと些細なことなんですけど、住民自治の中で、素案のときに、第3項の「地域の区分ごとに」ということの「の」をお入れいただいたんですが、解説のほうには「地域区分」ということになっているので、これも「地域の」という形で、同じような形で表記していただいているのかなと思っています。

○辻山座長 ほか。どうぞ。

○あざみ委員 ちっちゃいことなんですけれども、そこの下の「拙速に決めないこととしました。」とありますよね。「拙速に」というのは入れないほうがいいような気がするんですけども。ほかはじゃ拙速に決める、ここだけは大事に先送ったよみたいなんですよ、ニュアンスとし

ては。ちょっと変な感じになるので。かも。

○針谷委員 その「拙速」は私どもで今回書き直そうかなとも思ったんですが、なかなかいい言葉が見つからなくて、結局そのまま素案で使っているからということで残してしまったんですけども、組織が適切なのかは……

○辻山座長 「十分に議論を尽くしていくことにします。」とかね。

○針谷委員 そのあたり、別の条例での議論にゆだねることとしましたというのがありますので、その辺ちょっと十分に議論を

○辻山座長 そのほか、あれば。

ないようでしたら、またちょっと汗をかいていただいて、次回に確定をするということにしたいと思います。

それでは、逐条解説についてはこれで終わりにしましょう。

第二の議題は、地域報告会の開催についてということでございます。これは事務局から説明があるんですか。お願いします。

○事務局 それでは、まず、資料2のほうをごらんください。

前回お配りした資料の中ですと、11月20日土曜日を候補日としておりましたが、会場の都合がつかなかったため、11月17日水曜日を新たな日として追加をさせていただいて、11月20日は開催しないことにいたしました。

資料2につきましては、ここに記載されている開催場所に既に予約を入れておりますので、こちらの会場でこの時間帯で開催させていただきます。

会場につきましては、そちらに書かれているとおり、多目的ホールでやる場合と集会室をつなげてやる場合、二通りございますけれども、定数についても若干開きがあるところもありますけれども、こちらの会場でやらせていただきたいというふうに思います。

続きまして、資料3のほうをごらんください。

こちらのほうですが、本日、それぞれの地域センターでの担当分けをしていただきたいと思います。

先ほど、区議会委員の皆様につきましては、こちらに示した案のとおりで調整ができたというふうに聞いておりますので、基本的にはここに書かれたそれぞれのチームの方で担当していただきたいというふうに考えております。チームの中のお二人が移動してしまうと困るんですが、お二人のうちのお一人がほかのところとかわるということは可能ですので、どうしても日程の都合がつかない場合がございましたら、変更した旨事務局のほうに申し出ていただきたいと思います。

それと、司会とあいさつのところなんですが、前回の議論の中では、それぞれの担当ごとに任せるといったようなことで終わっておるんですが、できれば、もし一緒に司会、あいさつを同じ人がやるということで決めるのであれば、どこの会場も同じやり方でやっていただくという形がよろしいかと思うので、そちらのところは本日この会議の場で決めていただきたいと思いますというふうに思います。

事務局からは以上です。

○野尻委員 若松地域センターの、ちょっと名前、「町」を消していただけますか。両方とも入っていますので。

○事務局 すみません。若松地域センターです。「町」をとってください。

○辻山座長 この会場の後ろに夜間1・2とかと書いてあるのは、これはどういう意味なのですか。

○事務局 それぞれ利用時間帯に応じて区分がございます。その時間帯の区分をとりましたということで記載させていただいております。

○辻山座長 わかりました。

それでは、内容についてまた質問があろうかと思いますが、残されている司会とあいさつ、これはどういうふうにしますかというのをちょっと御意見があれば伺いましょう。

事務局としては、決めておいてというようなこと。

○事務局 事前にあらかじめ司会、あいさつについては、その場の会場でということではなくて、事前に決めておいていただいたほうがよろしいかと思います。

○辻山座長 なるほど。どうやって決めるの、これ。例えば……

○久保委員 この際、副座長会でお決めいただきたいと思うんですが、そこで案をつくってくれば、だれがやろうと文句言いませんから。やはり均等にうまく、副座長会で三人寄れば文殊の知恵でぱっとできるでしょう。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしの声が大きい。

○根本委員 地域報告会の分担というか、司会、あいさつでしょう。それから条例説明とか、そういう流れはもうできたんだっけ。すっかり忘れちゃった。

○事務局 その流れはまだつくってありません。

○根本委員 じゃ次回でいいやね。それまでに我々で相談すればいいんでしょう。（「そうです。異議なしの声が多数」と呼ぶ者あり）10月21日までに決めればいいんでしょう。

○辻山座長 はい。やっていただきましょう。
それでは、これはいいですか、説明会のことは。
それでは、3番目の議題、これは。

○事務局 それでは、引き続いて広報原稿について御説明させていただきます。
こちら、本日お示ししている広報原稿は、10月25日号の広報ということで、臨時号ではございません。臨時号は11月25日に臨時号、自治基本条例の特集号を発行したいと思います。したがって、そちらの内容につきましては、また次回、案を示して御議論いただきたいと思いますので、本日は、10月25日に発行する広報原稿ということで、これは臨時号ということではなくて、通常の号の中の今のところ1面を確保しまして、こちらの記事とあわせて写真を用いて広報の1面に載せさせていただきたいというふうに思っております。
もし、この内容の中で何か御意見等ございましたら、本日であればまだ間に合いますので、御意見いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○久保委員 5行目の、「これまで40回に及ぶ」というのがすっと落ちないんですが、きょうはもう42回なの。

○事務局 その後ろに「22年8月26日検討連絡会議から区長及び区議会議長に提出されました。」ということで、こちらにかかっていくので、提出されたまでに開催された回数ということで40回という形で記載させていただきました。

○辻山座長 そのほか、いかがですか、この原稿について。
どうぞ。

○山田委員 この原稿は、議会が終了した後に入れるんですか。要するに、全会一致になるかどうかという。

○事務局 そこは、その意味でアンダーラインを引かせていただいて、ここは変わる可能性がございますということでアンダーラインを引かせていただいております。

○根本委員 私も今見まして、さっきもらったのを読んでいたんですけども、地域報告会の開催日時をここを強調すべきだと思うんですよ。多分、自治基本条例の概要についての前文、云々かんかん、これ頭だけちょこちょこっと書いてあるから、みんな読まないですよ。これは概要はこんなものですよということでしょう。したがって、この開催日程でここに来てもらえるようなことがこの広報の柱じゃないかなというふうに思いますので、特段の、微調整しなきゃいけないんだっけ。そうか、ゴシックにするとか、もうちょっと、間に合う範囲で。（発言する者あり）

そうだけど、報告会にもあるでしょう。

○事務局　今、多分この原稿の量ですと、1面がかなりいっぱいになります。現状のこの原稿でいきますと、開催日程につきましても大きな表にはちょっとできないという現状がございますので、それはちょっと概要との兼ね合いで全体を調整させていただきたいと思いますので、できるだけそちらが目立つようなことを少し方策として考えていきたいというふうに思っております。

○久保委員　ほかの問題でもいいですか。

○辻山座長　いいですよ。

○久保委員　先ほど問題になったアンダーラインの件ですけれども、これは全会一致でなくなることの要素がいっぱいありますんで、これは今から全会一致でないときにどういうふうに表現するか考えておいたほうがいいですよ。僕の感じでは、全会一致でなくなると思います。だから、そのときに慌てないで、今から考えておいたほうがいいですよ。

○事務局　その場合には、提出し、可決されましただけではまずいですか。

○久保委員　だから、それを皆さんに諮ってもらいたいんですね。

○根本委員　今の久保さんの僕の感じでは云々かんかん以下は、それは不規則発言ですよ。これから審議して全会一致を目指して我々はやるんだから、それは修正することは考えておくかもしれないけれども、今のはいただけないね。

○久保委員　それが正しい議会のあり方だという信念を持っている人に、先ほども同じことを何度も言われました。ですから、私は、ああ、あり得ないんだなというふうに思っています。

○辻山座長　もしもの場合には、提出し、可決されましたというふうに直す予定であるという、それはそれでいいですね。（「普通は賛成多数というんじゃない。この手の新聞の報道というのは賛成多数」と呼ぶ者あり）それはもちろん、入れるのであれば、「慎重な審議を重ね」とか、いろいろなものがあり得るけど。（「これ、14日だから、どっちにでもとれるように書いてくれと。もう間に合わないでしょう、14日以降じゃ修正は。本会議で採決してみないと」その他発言する者多し）

○針谷委員　一般的には、広報の原稿というのは1カ月前ですけれども、枠組みがあって、ここの部分だけというようなことで本当の、これ以上できませんよというのをお願いをするという前提でやっていますので、もちろん、14日の議決の結果を受けてということでのことは最低限できることにはしておりますので。（「大丈夫なのね、14日受けてからで。それならいいや」と呼ぶ者あり）

○辻山座長　その結果を確認してから、ここのところに手を加えるかどうかを処理すると。

そのほか、広報原稿についてはいかがでしょうか。（「若松町になっている」と呼ぶ者あり）この表もね。そうですね。

それでは、よろしいでしょうか。

残りの時間を、この検討会議はどうだったんだろうというようなことを少し皆さんから意見を出していただいて、これは出していただいてどうするの。この次に同じことをするなよというようなことにするのかわかりませんが。もちろん、私も何かの機会にこれにかかわって論文を書くことがあるかもしれませんが。そのときに、何が獲得されたかというようなことについて皆さんの意見が聞けていれば随分いいなという気はいたしますけれども、行政のほうとしては特別な使い方は考えていないんでしょう。

○事務局　今現在は考えておりません。

○山田委員　これ別にすぐじゃなくたっていいよね。まだ（「最後の最後でいいよね、報

告会をやって」と呼ぶ者あり)

○事務局 報告会が終わってからですと、検討連絡会議の開催日程がないんですけれども、臨時でやるということですか。(発言する者多し)

○大友委員 4年を超えない範囲で見直すというのがありますので、逆に言うと、反省とか成果というところよりも、未来を語るのも一つかなというふうには、検討組織、だから、区民でももう少しこういうようなことを広めていくための勉強するような会だとか、そういう討論する会なんというのにも必要だし、実際にこの課せられた条例が2つあるわけですから、これをやはり十分な議論をする地域自治組織なんかもあるので、そういうような組織をどうしていくのかということについては、一定の継続審議的なところと、それからまた新たな仲間をつくっていくのか。逆に、これからまた一番最初にやっていくのかということとはやはりちょっと議論するべきかなという感じはしているんですが。

○辻山座長 なるほど。というような、つまりこの基本条例ができてから個別の条例で考えていきましようというようなテーマが残っているじゃないかと。それをどうやってやるんだ、どういう考え方でいくんだというようなことをテーマにして話し合うというふうなことはどうだという御提案でございました。

○根本委員 その議論をきょうやるのか、もっと後にやるのかという話なんだよね。私たちのほうの気持ちでいうと、まだ終わったことになっていない。これから特別委員会の審議があって、14日で議決があるわけでしょう。ここを超えないとなかなか話が、コンプリートされたらやった、やったと言えるんだけど、どうなっていくかまだ不安な要素もあるわけだしということなんだよね。(「すべて終わった後ではなくて」「議決した後」と呼ぶ者あり)

○事務局 では、その議論につきましては、次回の検討連絡会議に持ち越したいというふうに思います。

○辻山座長 そうね。まだ確かに可決、成立していないので、何となくこのやり方といっても、疲労感だけがみんなから出てくるようでは困るので、やはりある種の達成感の上に立ってやってもらうほうが意味があるかなと。

ということだと、そういうことで、折に触れてこんなことをこの検討会議の総括にしゃべってみようというようなことをちょっと考えておいていただいて、それぞれから御意見をもらうということにいたしましょう。

そうしたら、一応議題は終わりました。

その他、何か審議しておくこと、ございますか。

どうぞ。

○事務局 本日お配りしています区民アンケートにつきまして、若干事務局のほうから御説明させていただきますと思います。

○事務局 それでは、黄色い冊子を2つ御用意させていただきました。こちらにつきましては、7月15日の第36回検討連絡会議で単純集計のみの速報版をお示ししたところです。それをういまして骨子案から素案への取りまとめには御利用いただいたところでございます。

その際、クロス集計などについても御意見をいただいておりますので、本日はクロス集計も含めた報告書を御用意いたしました。その要約版をちょっと御紹介したいと思います。

まず、厚いほうの冊子をごらんいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、目次があるかと思います。最初にちょっと構成を御紹介したいと思います。

大きく6章立てになっておりまして、Ⅰで調査の実施の概要、Ⅱで回答者の属性、Ⅲで結果の要約とありまして、この結果の要約に関しましては、Ⅳのそれぞれの設問の結果の分析の中のポイントを一覧してまとめて書いてあるところでございます。Ⅳで、各設問ごと、図表なども交えながら、またクロス集計の結果などを載せながら御紹介しております。Ⅴのところでは、アンケートに使用しました実物のものの写しを載せております。Ⅵのところでは、クロス集計も含めた、少しも無機質な形なんですけれども、集計表を載せているところでございます。

では、3ページをごらんください。

調査の実施の概要として、目的でありますとか、あるいは検討連絡会議主催といった体制でございますとか、あるいは調査のアウトラインを書かせていただいております。

このうち、3の(6)のところに、調査期間、6月4日から6月25日、調査期間後もできるだけ調査に反映させたとございますが、実際には今回6月末まで、6月30日分までは拾えてございます。

その結果、2,500の標本のうち915人の方から御回答いただきまして、36.6%の回収率といったところでございます。

少し飛んでいただきまして、11ページ以降で回答者の属性といったところでございます。

こちら、まず最初に居住地域別の回答者の属性ということとなっております。柏木地区が多少標本母数より少ない感じがするんですが、あとは大体標本母数に沿った感じの数字が出ております。

12ページにいきますと、性別であるとか、年代別の属性になっておりまして、下の二重の円グラフがございます。これ、内側の円グラフが新宿区の18歳以上の全体の構成比で今回の母数です。外側が実際の回答者の母数でございます。70歳以上の方で回答数が多いというのは、ほかの区民意識調査と同じような傾向を示しております。

また、少し飛んでいただきまして、17ページです。17ページ以降につきましては、それぞれ14問ある設問ごとにその要約をまとめて書いてございます。一問一問見の中で触れていきたいと思っておりますので、ここはちょっと飛ばします。

23ページをごらんください。

ここから一問ずつの分析の回答になっております。

この23ページに関しましては、自治基本条例という条例そのものの認知度を聞いて、ここは単純集計のページです。

1ページおめくりいただくと、クロス集計の結果になっているんですが、本日はこのクロス集計のところを中心に御紹介していこうと思います。

24ページでは、この設問1を年代別に集計してございます。60代、70代の方の御回答が総体的に高いのかなというところでございます。

25ページをお願いします。

こちらは、新宿区のこういった制定に向けての取り組みを知っているかという、この単純集計でございます。

1ページおめくりいただきますと年代別の集計がございまして、ここでも設問1と同様に60代、70代の方の回答が、知っているという方の割合が若干高うございます。

次に、27ページなんですが、ここで、回答者の属性とではなくて、設問間のクロス集計を一つしてみました。条例を知っているか、条例の認知度とクロス集計をしたところです。

この下の図表でごらんいただくといいかと思うんですけれども、内容をある程度知っているというのが75人というのは、設問1で75人の方がある程度知っているよと答えになって、255人の方が名前だけは聞いたことがあるよ、572人の方がこのアンケートで初めて知ったというふうにお答えになったということなんですが、ごらんいただくとわかるように、内容をある程度知っているという方の中では、新宿区が取り組んでいるということも御存じの方が64%いると。名前を聞いたことがあるよというような方は22%の方が新宿区が取り組んでいることを知っているよと。このアンケートで初めて知ったというような方については、残念ながら、区が取り組んでいるということを知らなかったよというのがアンケート結果と。

設問間のクロス集計というのはこういった形で出てくるという一つのサンプルとして御紹介いたしました。

続いて、28ページになるんですが、これは新宿区の自治の考え方として大切なものというのはどんなことだと思いますかという設問で、28ページは単純集計です。

29ページにいきますと年代別の集計になるんですけれども、ここで、もともと単純集計で全体としては区民と区の協働が大切だよとか、情報公開が大切だよとか、あるいは区民が自治の主体であるというのが大切だよというところが上位3つだったわけなんですけれども、年代別にすると多少その傾向が違うというところがございます。

29ページの図表のうち、区民と区の協働によるまちづくり、それから一つ飛んで、区民が新宿区の自治の主体であること、こういった2つのものについては、年齢が高くなるほどどちらかというと割合がふえていくという傾向があるのに対して、その間に挟まれている情報の公開については逆三角形といいますか、そういった形をしているというところをちょっと見てとっていただければいいんじゃないかなと思います。

続いて、30ページ、今度は自治基本条例なるものを知っていますかというところでも、この逆三角形と台形といいますか、知っている、名前を聞いたことがある、知らないというところで順にふえていくものと、そうではなくて、順に減っていくものと少し分かれているというふうな傾向がございます。

区民と区の協働によるまちづくりであるとか、区民が自治の主体であることといったところは逆三角形のような形をしているのに対して、情報の公開みたいなのところについては三角形みたいな形をしているというような傾向がございます。

そんな感じで以下続いていくので、あとは主なところを御紹介したいと思うんですが、設問4については、こちらは表の中ではクロス集計をやっているんですけども、図表化したものはございません。

33ページの区のまちづくりの担い手だと思うものについても、年代別の集計は載せてみました。

35ページ、設問6に関しましては、自治を考えるとときに区民の権利として大切なものという問いになっているんですけども、2つまでの回答の中で、区政の情報を知る権利と公共サービスを受ける権利、この上位2つが高い傾向が出ています。

37ページに飛んでいただくと、条例の認知度別のクロス集計になるんですけども、その条例を知っている、知らないにかかわらず、区政の情報を知る権利とか公共サービスを受ける権利は高い割合を示します。

ここで知っている方だけに着目すると、3位になる区政に参加する権利とか、あるいは生涯にわたり学ぶ権利というのが総体的に高くなっていくというような傾向が読み取れるかと思います。

38ページ、設問7にいきますと、良好な生活環境の保全に努めるというのが、これが半数を超えてすごい高いです。

こちらの設問の中に、設問肢の4番、解答順位でいうと3番目のところに区と協働してまちづくりを推進するという、協働というキーワードが出てきます。単純集計を御紹介したときに、委員の方から、協働について少しクロス集計をしてほしいというような御意見をいただきましたので、41ページでちょっと協働に関するクロス集計を別に一つとってみました。

先ほど御紹介した問3のところ、新宿区の自治の基本的な考え方として大切だと思うことの中で、区民と区の協働によるまちづくりは5割弱で最も高い回答割合を示しておりました。今、問7にも協働についての選択肢があるので、問3と問7でクロス集計をしてみました。

そうすると、下の図表の上の段の右端、ここのところが少し特徴的な形になりまして、問3のほうで、区民と区の協働によるまちづくりは大切だよと選んだ人は、この問7でも当然協働のまちづくりは推進することというすごい高い数字を出すんですけども、選んでいない人はそうでもないというような傾向があるというところで、7月の単純集計の御報告をしたときにいただいた意見のようなクロス集計を試してみた結果がこうなりましたというところでございます。

ここでちょっとそういったクロス集計をやってみましたので、少し飛んでいただくと、44ページ、今度は区の役割についての問いなんですが、これは問8ですけども、ここでも同じように問3とクロス集計をしてみました。

そうしますと、この下の図表のところの上の段の真ん中、全体としては38.8%の方が区の役割としては区民と協働してまちづくりを推進することが大切だよと答えているのに対して、問3の回答の結果によって回答割合が違うというような傾向がやはり出てきます。

区民の役割と区行政の役割でこれはやりましたので、続いて、45ページから始まる問9のところ、これは議会の役割のところですけども、ここでも問3とのクロス集計を実行してみました。その結果が47ページになります。

続いて、48ページでございます。こちら問10ですが、参加の方法に関する設問になります。ここは、単純集計で見ていただくとわかるように、アンケートに回答することというのが7割強で圧倒的に多いところなんです。こちらクロス集計してもその傾向は余り変わらないんですけども、50ページを見ていただきますと、上位の回答は変わらないんですが、条例をある程度知っている、自治基本条例なるものをある程度知っている人に着目すると、区への意見の提出であるとか、あるいは計画段階から参加するであるとか、審議会等の委員などにかかわるといったところが総体的に高くなるというような傾向がございます。

続いて、52ページは区民参加の方法でございます。

こちら、どんな方法をつくるのが大事かというところで、広報紙やホームページの充実であるとか、パブコメの制度であるとか、個人情報保護、個人情報公開といったところが上位に並んでくるところでございます。

こちら、これもクロス集計をかけると、これも上位3つは上位3つなんですけれども、多少順位が変わっているというのがございますので、ちょっと後でごらんいただければというふうに

思います。

問12、55ページになります。こちらは地域自治による解決がふさわしいという課題はどんなものですかという問いになっているんですけれども、55ページ、56ページは単純集計で、57ページ以降、クロス集計になります。

全体としては、地域の安全・安心であるとか、災害時の対応というのが上位回答に単純集計ではなるんですけれども、クロス集計でもその傾向は変わらないんですが、ちょっと58ページをごらんいただきますと、自治基本条例というものを知らないという方に着目したときに、4番目、5番目ぐらいの回答になる清掃美化であるとかごみ減量リサイクルといったところが若干高くなるのかなというような傾向がございます。

続いて、59ページは問13でございます。

こちらは周知方法なんですけれども、こちら60ページの年代別クロス集計を見ると、明らかに図表の形が違いまして、区の広報紙への掲載といった形を御希望になる方は年齢が高くなるほどふえて、ホームページの掲載という方は年齢が若いほど多いという、非常にわかりやすい結果が出ています。

最後の問14なんです、条例制定の効果といったようなところの設問でございます。

こちら、全体の回答傾向と、それから、1ページおめぐりいただいた年代別の回答傾向がちょっと数字の形が、表の形がちょっとがちゃがちゃして、順番が入れかわっています。また、63ページの認知度別でクロス集計をかけたときに、条例を知っている方のほうが区民の役割や責務が明確になって自治の主体として活発な活動が行われるという1つ目の回答の割合が高くなるといったところが見てとれるかと思います。

こんな形で、単純集計のほかにクロス集計、委員からいただいた御意見なども参考にしながら実行させていただきました。

以下のページは参考資料として、アンケートそのものであるとか、79ページ以降は、図表にはしていませんけれども、年代別のクロス集計とかけたものの表を載せさせていただいてございます。

以上が全体版のほうでございまして、薄手の要約版のほうは今申し上げたようなことをコンパクトにまとめさせていただきました。

要約版のほうの例えば6ページをごらんいただきますと、上段のほうで単純集計を載せて、下段とかあるいはスペースを見つけて紙幅が許す限りクロス集計のところを吹き出しというような形で、今申し上げてきたようなことを書かせていただいております。

これから行われる地域報告会では、こちらの要約版のほうは資料としてお配りしていこうというふうに思っております。

また、この要約版のほうに関しましては特別出張所のほうにも置いていく、あるいはデータについてはホームページへの掲載を考えているところでございます。

以上、駆け足でございますが、報告させていただきました。

○辻山座長 ありがとうございます。

何か御質問ありますか。お疲れさまでございました。

その他、どうぞ。

○根本委員 今、机にお配りました日韓市民社会フォーラム2010第二分科会というものの御案内でございますが、これはまだ議会で議決される前ですが、早くもこういう形で韓国の自治体議員及び市民の皆さんと日本の皆さんでこういう研究会をやっているそうなんです。これは、地方自治総合研究所の所長が辻山先生でございまして、そここのところで、今回、韓国から来られて、自治基本条例について報告をしてくれということでございます。

この右のほうにプログラムとなっていてまして、あいさつのところで、深沢としさだ議長がちょっと都合が悪いために小松副議長、日韓議連の久保合介、議会側では私、DVDの報告は高野さん、それから新宿の紹介は針谷さんということで、それで、区民討議会の辻さんも呼ばれているようですが、こんなような形で報告することになりました。

ということですので、もし時間がありましたら皆さんどうぞお出かけください。

会場は旧四谷第五小学校、花園神社の隣のあそこの3階でございます。

○辻山座長 すみません、菅原君は研究所の仕事としてやっているわけではないのですが、皆さんに御迷惑をおかけすることになります。

向こうの代表で来られる呉在一さんという方も古くからの友人でありまして、日本で博士号を

とった研究者でありまして、何とその博士号の授与委員会の委員長が私だったので、私は博士号はないんですけれども、彼に博士号を贈るときの審査委員長でございました。ということで、お世話になるけれども、よろしく。（「何人ぐらい」「それは私も全然聞いていない」と呼ぶ者あり）わからないんですか。

○木全委員 先日、打ち合わせはさせてもらって、会場の設営やなんかはうちのほうでやっている
ので、韓国側の方は9人か10人ということです。日本側の正式に来る方たちは10人、その他新宿
区議会とか、あるいはうちのほうの職員とかといったものが……

○久保委員 ということは20人ぐらい。

○木全委員 韓国からは10人ぐらいというふうに。第二分科会と、全部で3分科会に分かれてやる
うちの一つの分科会が今回……

○久保委員 韓国の人が10人、日本の人が10人で、20人ぐらいでやるんですか。

○木全委員 そうですね。はい。

○辻山座長 はい。よろしくお願いいたします。
それでは、そのほかのその他、ありますか。

○事務局 それでは、事務局から次回の連絡事項だけ申し上げさせていただきます。
次回は、先ほど申し上げました広報の臨時号、11月25日号として発行を予定しております。そ
の発行の前段として、その原稿について少し御意見をいただきたいと思います。
それとまた、逐条解説以外に自治基本条例のパンフレットを作成いたします。パンフレットは
できるだけ絵柄を用いてわかりやすい形で、ページも少し少な目にしたものをパンフレットとし
て作成いたしますので、それについても御意見をいただきたいと思います。
事務局からは以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。
それでは、本日のまとめ、ありますか。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日のまとめなんですが、まとめというほどのものではないんですが、一応逐条解説に
つきましては、本日御意見等をいただいたものを踏まえまして、修正して次回再度議論して決定
するということです。
地域報告会につきましては、副座長会のほうで分担を次回までに決めます。
また、10月25日の広報原稿につきましては基本的に了承です。
あと、3番目の検討組織につきましては、次回以降、また再度総括を踏まえて行うということ
です。

○辻山座長 ありがとうございます。
それでは、本日はこれにておしまいいたします。
どうもお疲れさまでございました。

散会 午後 8時45分